福井市土木設計業務等委託契約約款（案）

改正後	現行
第１条（略）	第１条　（略）
（指示等及び協議の書面主義）	（指示等及び協議の書面主義）
第２条　この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。	第２条　この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。	２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。
３　発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。	３　発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
４　前３項の書面に代えて、電磁的記録であって発注者が認めた措置を講ずる場合は、この限りでない。	（新設）
第３条（略）	第３条（略）
（契約の保証）	（契約の保証）
第４条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかの保証を付さなければならない。ただし、福井市財務会計規則（昭和３９年福井市規則第１１号）第１１３条第３号に該当する場合において契約の保証を要しないと認めたとき、随意契約を締結する場合において、発注者が、受注者が契約を履行しないこととなるおそれがなく、かつ、契約の保証を要しないと認めたとき、又は業務委託料の額が５０万円以下である場合において発注者が契約の保証を要しないと認めたときは、この限りでない。	第４条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかの保証を付さなければならない。ただし、福井市財務会計規則（昭和３９年福井市規則第１１号）第１１３条第３号に該当する場合において契約の保証を要しないと認めたとき、随意契約を締結する場合において、発注者が、受注者が契約を履行しないこととなるおそれがなく、かつ、契約の保証を要しないと認めたとき、又は業務委託料の額が５０万円以下である場合において発注者が契約の保証を要しないと認めたときは、この限りでない。
(1) 契約保証金の納付	(1) 契約保証金の納付
(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供	(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証	(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証

する銀行、その他の発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証	する銀行、その他の発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（金銭的保証に限る。）	(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（金銭的保証に限る。）
(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結及び当該保険証券の発注者への寄託	(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結及び当該保険証券の発注者への寄託
２　受注者は、前項第５号の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は当該保険証券を寄託したものとみなす。	（新設）
３　第１項各号に掲げる保証に係る契約保証金の額、有価証券等の価額、保証金額又は保険金額（第６項において「保証の額」という。）は、業務委託料の額の１０分の１以上としなければならない。	２　前項各号に掲げる保証に係る契約保証金の額、有価証券等の価額、保証金額又は保険金額（第５項において「保証の額」という。）は、業務委託料の額の１０分の１以上としなければならない。
４～６　（略）	３～５　（略）
第５条～第３３条（略）	第５条～第３３条（略）
（前金払）	（前金払）
第３４条　受注者は、業務委託料が２００万円以上の場合において、保証事業会社と、契約書に記載されている業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の１０分の３に相当する額の範囲内で前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、発注者が前払金の支払を要しないと認めたときはこの限りでない。	第３４条　受注者は、業務委託料が２００万円以上の場合において、保証事業会社と、契約書に記載されている業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の１０分の３に相当する額の範囲内で前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、発注者が前払金の支払を要しないと認めたときはこの限りでない。

2　受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は当該保証証書を寄託したものとみなす。	（新設）
3　発注者は、第１項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から１４日以内に前払金を支払わなければならない。	2　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から１４日以内に前払金を支払わなければならない。
4　受注者は、業務内容の変更その他の理由により業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の１０分の３に相当する額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、第２項及び前項の規定を準用する。	3　受注者は、業務内容の変更その他の理由により業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の１０分の３に相当する額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
5　受注者は、業務内容の変更その他の理由により業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の１０分の４に相当する額を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から３０日以内にその超える分に相当する前払金を発注者に返還しなければならない。	4　受注者は、業務内容の変更その他の理由により業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の１０分の４に相当する額を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から３０日以内にその超える分に相当する前払金を発注者に返還しなければならない。
6　前項の規定による返還すべき金額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき金額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。	5　前項の規定による返還すべき金額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき金額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
7　発注者は、受注者が第５項に規定する期間内に同項の前払金を返還しなかったときは、その返還されない額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還する日までの期間の日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号。以下「支払遅延防止法」という。）第８条第１項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。	6　発注者は、受注者が第４項に規定する期間内に同項の前払金を返還しなかったときは、その返還されない額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還する日までの期間の日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号。以下「支払遅延防止法」という。）第８条第１項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
（保証契約の変更）	（保証契約の変更）

第３５条　受注者は、前条第４項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。	第３５条　受注者は、前条第３項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
２　受注者は、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。	２　受注者は、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
３　受注者は、第１項又は第２項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は当該保証証書を寄託したものとみなす。	（新設）
４　受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。	３　受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。
第３６条～第４１条（略）	第３６条～第４１条（略）
（発注者の催告によらない解除権）	（発注者の催告によらない解除権）
第４２条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。	第４２条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
（1）～（9）（略）	（1）～（9）（略）
（10）受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。	（10）受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している個人又は団体を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している個人又は団体をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。	イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
（削る）	ロ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ロ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三	ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三

者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。	者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
ハ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
二　役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。	（新設）
ホ～ト（略）	ホ～ト（略）
（11）　（略）	（11）　（略）
第４３条（略）	第４３条（略）
（談合等不正行為があった場合の違約金）	（談合等不正行為があった場合の違約金）
第４４条　（略）	第４４条　（略）
２　受注者は、前項の規定により違約金を支払う場合において、次の各号のいずれかに該当したときは、前項に規定する額のほか、業務委託料の１００分の５に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。	２　受注者は、前項の規定により違約金を支払う場合において、次の各号のいずれかに該当したときは、前項に規定する額のほか、業務委託料の１００分の５に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
(1) 前項第１号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第７条の３第２項及び第３項の規定の適用があるとき。	(1) 前項第１号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第７条の２第８項及び第９項の規定の適用があるとき。
(2) 前項第２号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。	(2) 前項第２号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
(3) 前項第２号に該当する場合であって、同項第１号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第７条の３第１項の規定の適用があるとき。	(3) 前項第２号に該当する場合であって、同項第１号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第７条の２第７項の規定の適用があるとき。
(4) 前項第２号に該当する場合であって、受注者が発注者に福井市工事入札心得第４の２及び福井市電子入札心得第４の１の規定に抵触する行為を行	(4) 前項第２号に該当する場合であって、受注者が発注者に福井市工事入札心得第４の２及び福井市電子入札心得第４の１の規定に抵触する行為を

っていない旨の誓約書を提出しているとき。	行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
３～５（略）	３～５（略）
第４５条～第５５条（略）	第４５条～第５５条（略）